

四日市市上下水道局

指定給水装置工事事業者 各位

四日市市上下水道事業管理者 山本勝久

(公印省略)

水道法の一部改正に伴う、指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について (通知)

平素は、本市水道行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されます。この改正法により、指定の有効期限が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願いいたします。

#### 1 有効期間及び更新の受付期間

※ 初回の更新手続きについては、局より事前に通知を行います。

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日 (1年間)
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日 (2年間)
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日 (3年間)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日 (4年間)
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日 (5年間)

#### 2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの (水道法第25条の2を準用)

(1)様式第1号 (新規指定時の申請書と同様)

(2)様式第2号 (欠格要件に該当しないことの誓約書)

(3)機械器具調書

(4)定款 (コピー) 及び履歴事項全部証明書 (原本) [法人] 又は住民票の写し (原本) [個人]

(5)給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの (免状又は技術者証のコピー)

#### 3 確認項目 (別紙により回答願います。なお、回答結果は局ホームページに掲載予定)

①業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等について)

②給水装置工事主任技術者の研修受講状況

③配管技能者の有無

#### 4 更新手数料 (四日市市水道事業給水条例第37条による)

7,000円

#### 5 更新制度に関するお問い合わせ先

四日市市上下水道局 管理部

お客様センター 給水審査係

電話 059-354-8363

## 【確認事項】

### ①業務内容

営業時間： 時 分 ～ 時 分

休日：

漏水修繕： 可 不可

対応工事等：

### ②給水装置工事主任技術者の研修受講状況

有 ( ) 無

③配管技能者(※)配置： 有 無

### (記載例)

#### ①業務内容

営業時間：8時30分 ～ 17時15分

休日：土、日、祝日、お盆、年末年始

漏水修繕： (可) 不可

対応工事等：配水管分岐～水道メータ、及び  
水道メータ～宅内の給水装置工事

#### ②給水装置工事主任技術者の研修受講状況

(有) (給水工事技術振興財団のeラーニング) 無

③配管技能者(※)配置： (有) 無

## ※配管技能者とは？

(平成 23 年 8 月 30 日付厚生労働省水道課事務連絡の例より)

- ①水道事業体等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ②職業能力開発促進法第 44 条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が平成 23 年度まで実施した配管技能の習得に係る講習（給水装置工事配管技能講習会）を修了した者又は、平成 24 年度から実施されている給水装置工事配管技能検定会に合格した者

なお、いずれの場合も配水管への分水栓の取り付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要があります。

注意：提出期限：令和元年 8 月 31 日まで。なお、回答内容については、お客様が、指定給水装置工事事業者を選びやすいように、局ホームページに掲載予定です。